

# 【当院の医療安全管理について】

## ～ 医療事故防止に関する基本指針 ～

近年、医療事故等の報告が大変目に付きます。医療事故等はあるてはならない事ですが、これらの報告を公開し医療従事者にとっての共有のものとする事は、医療事故防止対策上大切な事です。医療事故などの発生原因には、医療従事者個人レベルのものから病院組織レベルのもの、更には医療関係企業や行政にまで及ぶものなどがあります。人間性豊かな医療人として、患者様に優しい、患者様中心の医療を提供するためにも、院長、副院長、医療安全対策委員会を中心に全職員包括した病院全体としての医療事故防止対策システム作りを行い、患者様が安心して受けることができる医療の確立を目指します。

### 1. 「 医療安全対策委員会 」

院内における医療事故等の情報収集、医療事故防止のための具体的対策の検討および推進、医療事故防止のための教育および研修などを行います。インシデント、アクシデントリポートを収集し、事例ごとに分類し、発生要因の分析を行い、事故の防止策や対応策等を検討します。多くのインシデントリポートによる事例の原因分析は、アクシデント防止のための大きな教訓となることから、これらの情報収集が重要となり、報告者が不利益を被らないよう配慮します。定例会議は月1回とし、必要に応じて随時開催致します。

### 2. 「 医療事故発生時の手順について 」

医療事故が発生した場合は、「医療事故発生時対応手順」に基づき誠実に対応します。

### 3. 「 医療事故防止対策マニュアルの作成 」

医療事故防止対策を一般的事項、必須事項、診療部門毎に解説し、更に、医療事故発生時の対応、連絡体制、報告書作成などについての指導書を作成。この指導書を病院全職員、各部署に配布し周知徹底に努めます。さらに不備や不具合が生じた場合には積極的に改善していきます。

### 4. 「 職員の研修、教育 」

医療事故防止対策に対しての検討或いは、相談・教育を随時行います。また全職員を対象とした研修を年2回以上行い、医療事故防止に対する意識の高揚を図ります。

### 5. 「 患者からの相談対応に関する基本方針 」

- 患者様、ご家族からの相談、苦情に対して適切な対応を行うことで、患者様中心の医療の実現を図ることを目的とします。
- 患者様相談窓口は、受付窓口に設置し、医療安全担当者が適切に対応します。
- 相談内容については、個人情報保護法に基づき秘密を厳守し、相談したことにより患者様に不利益を被らないよう配慮します。